

救急医療機関の適切なご利用について

皆さんは、「救急当番医療機関」という言葉を聞いたことがありますか？

救急当番医療機関は、夜間や土・日・祝日に、突発的な症状(激しい頭痛、腹痛、胸痛又は外傷等)で、緊急処置が必要な患者さんに診療を行う医療機関のことです。

救急当番医療機関は、通常の診療時間帯の診察と違い、医療スタッフの数が少ないことから、限られた治療しか行うことができません。

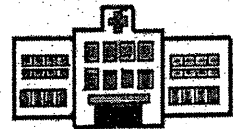
たとえば……

- 応急処置が中心です。専門的な治療を行う体制にはなっていません。
- 詳しい検査はできません。
- 診断が確定されないことがあります。
- 出されるお薬は、原則として通常の診療が始まるまでの日数分(通常は1日分)だけです

北海道では、道民の皆様が安心して暮らすことができるよう、救急医療体制の整備を進めてきていますが、近年、救急車で救急病院等に搬送される救急患者の数は年々増加しており、病院に勤務している勤務医に大きな負担がかかり、厳しい勤務環境におかれています。

患者さんは、症状や状態に応じた治療を受けることが大切ですが、救急病院にかかる患者さんの数がどんどん増えると、本当に緊急性のある患者さんが、必要な治療を受けられなくなるかもしれません。

そこで、皆さんにお願いです。



日中から症状のある方や、家庭の応急手当で様子を見られるような、軽い症状の方はなるべく通常の診療時間帯に、かかりつけ医などの医療機関をご利用下さい。

また、夜間に子どもが急な症状(発熱や下痢、おう吐など)を起こしたときに、看護師が相談に応じ(より専門的な知識を必要とする場合は小児科医が相談に応じます)、すぐに救急病院にかかる必要があるか、家庭でどのような応急手当をすればよいかなどのアドバイスを行う、**小児救急電話相談**も実施していますので、ご利用下さい。

小児救急電話相談へは

011-232-1599 又は「#8000」です。

北海道倶知安保健所
北後志地域保健医療対策協議会



平成20年9月19日

住民福祉課